



平成27年 4月23日

各位

大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
ダイダン株式会社
代表取締役社長執行役員

北野晶平

(東証第一部 コード番号 1980)

(問合せ先)

取締役専務執行役員業務本部長

河久保 弘 和

TEL (06) 6447-8000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月23日開催の取締役会におきまして、平成27年6月26日開催予定の当社第86回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という)において、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保できるようにするため、改正会社法が平成27年5月1日に施行されることを条件として、定款第28条(取締役の責任免除)および第36条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、定款第28条および第36条の新設に関しましては、改正会社法が平成27年5月1日に施行されることの条件付きで、監査役全員より同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 ～ (条文省略) 第27条	第19条 ～ (現行のとおり) 第27条

<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 28 条 ～ (条文省略) 第 34 条</p> <p>(新 設)</p> <p>第 35 条 ～ (条文省略) 第 39 条</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 29 条 ～ 条数の繰下げ（現行のとおり） 第 35 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 37 条 ～ 条数の繰下げ（現行のとおり） 第 41 条</p>
---	--

3. 日程

変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金）

以上